平成２２年（フ）第１５２号
群馬県北群馬郡榛東村大字広馬場4059番地７
債務者　佐々木峯夫
1　決定年月日時　平成22年４月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第１５８号
群馬県前橋市広瀬町３丁目30番地　１―206号
債務者　細谷　征也
1　決定年月日時　平成22年４月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第１７３号
群馬県伊勢崎市曲沢町750番地43　メイプルイーストタウンＬ
債務者　須藤　清子
1　決定年月日時　平成22年４月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第１７６号
群馬県佐波郡玉村町大字福島171番地２
債務者　小野田ます美
1　決定年月日時　平成22年４月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第１１９号
群馬県高崎市剣崎町1258番地６
債務者　古橋　敦子
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第１２３号
群馬県高崎市倉賀野町1134番地１、住民票上の住所群馬県高崎市倉賀野町1153番地
債務者　田胡　直子
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第１２４号
群馬県高崎市足門町852番地２　東原マンション203号
債務者　櫻澤　　薫
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第１２５号
群馬県高崎市足門町852番地２　東原マンション203号
債務者　櫻澤　隆子（旧姓小川）
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第４３９号
埼玉県熊谷市箱田７丁目10番29号
債務者　市川　友美
1　決定年月日時　平成22年４月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第１５２号
埼玉県東松山市大字石橋1663番地10
債務者　林　右左久
1　決定年月日時　平成22年４月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第１７１号
新潟市中央区女池２丁目２番26号　梅林荘７号
債務者　渡部　太一
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２１８９号
京都市東山区三条通白川橋東入五丁目東町227番地１　イーストハイツ202、申立時の住所京都市左京区岡崎南御所町１番地11
債務者　ＴＡＮＤＥ　ＫＵＢＥＲ
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第５０５号
京都市南区梅小路通大宮東入古御旅町221番地
債務者　上羽　優理
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１５号
京都府亀岡市畑野町千ケ畑高橋５番地71
債務者　本上　　強
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２２年（フ）第１６号
京都府亀岡市畑野町千ケ畑高橋５番地71
債務者　本上　篤美
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２２年（フ）第２１号
京都府亀岡市畑野町千ケ畑高橋３番地256
債務者　山中　辰郎
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２２年（フ）第２５号
京都府亀岡市南つつじケ丘桜台１丁目18番３号
債務者　土肥　逸子
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２１年（フ）第１１４１号
大阪府松原市一津屋４丁目３番８―102号、前住所大阪府羽曳野市高鷲７丁目１番４号
債務者　小川　朝子
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係